

別紙 2-1-15 各条における申請対象設備
(18条：警報設備等)

目 次

1. 概要
2. 基本設計方針と申請対象設備の紐付け
3. 系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証
4. 機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証
5. 設計中の設備の検証

添付 1 : 申請対象設備リスト (18条 : 警報設備等)

添付 2 : 別紙 2 (18条 : 警報設備等)

1. 概要

本資料は、補足説明資料「本文、添付書類、補足説明項目への展開」(各条00資料)にて整理した別紙2に基づき、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備・機器について、基本設計方針と申請対象設備を紐付けし、申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するものである。

2. 基本設計方針と申請対象設備の紐付け

申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するため、別紙2にて基本設計方針の適用を受ける主な設備を明確化し、さらに、申請対象設備と基本設計方針の紐付けを行い、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明するために必要な設備が抜けなく抽出されていることを検証する。

基本設計方針と紐付けをした申請対象設備リストを添付1に、紐付けした別紙2を添付2に示す。

3. 系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証

施設を構成する設備等には、機器単体で技術基準規則への適合を達成するものと系統として技術基準規則への適合を達成するものがあり、特に系統として機能、性能を達成するものに対しては、当該系統の中で安全機能に関する対象範囲や対象機器を抽出することが必要である。

上記の系統として機能、性能を達成するものに対して、安全機能に関する対象範囲や対象機器を抽出する方法として、設備構成情報等を示す設計図書に対する色塗りを行う。

系統図の色塗りにて確認する設備は以下の通り。

【系統として機能、性能を達成するもの】

- ① 低レベル廃液処理設備（漏えい検知含む）
- ② 火災防護設備 グローブボックス温度監視装置
- ③ 放射線監視設備 排気モニタ
- ④ 焼結炉内部温度高による過加熱防止回路
- ⑤ 小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路
- ⑥ 小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路
- ⑦ 混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路

設計情報（設備構成情報等を示す設計図書）として、エンジニアリングフローダイアグラム、計装ループブロック図、構造図、系統図等を対象とする。

抽出された機器等が、基本設計方針の要求事項を達成するために必要十分であることを、抽出された機器等と別紙2の機能要求②に該当する基本設計方針との比較により確認する。

また、設計図書に対する色塗りによって抽出された機器等を「設備の抽出」で作成した設工認申請対象設備リストに反映する。

抽出結果は、共通09の補足説明資料 別紙「系統として機能、性能を達成する設備」にて示す。

4. 機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証

別紙2で基本設計方針との紐付けにより該当する設備のうち、「機器単体で機能、性能を達成する設備（機能要求②に該当する設備）」及び「機能要求①に該当する設備」、「設置要求に該当する設備」のそれぞれが設工認申請対象設備となる。

18条警報設備等において、「機器単体で機能、性能を達成する設備」に該当する機器はない。また、「機能要求①に該当する設備」、「設置要求に該当する設備」についても、該当する設備はない。

5. 設計中の設備の検証

系統として機能、性能を達成する設備及び機器単体で機能、性能を達成する設備のうち、詳細設計中の設備については、設計図書による検証ができないことから、設計完了後に作業を行うこととする。なお、申請対象設備リストにおいて、設計中の設備は事業変更許可申請書の設備名称を記載する。

事業変更許可申請書からの抽出結果は、共通09の補足説明資料 別紙「後次回にて詳細化する設備」にて示す。

添付 1

申請対象設備リスト

(18条：警報設備等)

添付 2

別紙 2 (18条 : 警報設備等)

申請対象設備リスト

「番号」については、他条文等の整理を踏まえ、申請対象設備リスト完本時に通し番号を設定することとする。

番号	施設区分		設備区分				機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	兼用 (主従)	共用 (主従)	
	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	焼結設備	—	—															—
	加工施設 本体	成形施設	ペレット加 工工程	焼結設備	—	—	—	焼結炉	焼結炉内部温度高による過加熱防止回路	計装/放管設備 (インターロック) 計装/放管設備 (計測装置)	18条-6	今後実施 (設計中)	別紙2-4(1)②	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	—	—	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	液体廃棄物処理第3室サンプル液位	計装/放管設備 (計測装置)	18条-4	計装_低レベル廃液処理設備 (漏えい検知)_機器_1 計装_低レベル廃液処理設備 (漏えい検知)_機器_2 計装_低レベル廃液処理設備 (漏えい検知)_機器_3	別紙2-2-1	燃料加工建屋	3	2	新設	非安重	—	—	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	液体廃棄物処理第1室サンプル液位	計装/放管設備 (計測装置)	18条-4	計装_低レベル廃液処理設備 (漏えい検知)_機器_4	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	—	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	床ドレン回収槽第2室サンプル液位	計装/放管設備 (計測装置)	18条-4	計装_低レベル廃液処理設備 (漏えい検知)_機器_5	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	—	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	床ドレン回収槽第1室サンプル液位	計装/放管設備 (計測装置)	18条-4	計装_低レベル廃液処理設備 (漏えい検知)_機器_6	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	—	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	吸着処理オープンポートボックス漏えい液 受血液位	計装/放管設備 (計測装置)	18条-4	計装_低レベル廃液処理設備 (漏えい検知)_機器_7	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	—	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	ろ過処理オープンポートボックス漏えい液 受血液位	計装/放管設備 (計測装置)	18条-4	計装_低レベル廃液処理設備 (漏えい検知)_機器_8	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	—	—
	放射線管理施設	—	設計基準対象の施設	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	排気モニタリング設備	—	排気モニタ	排気モニタ	計装/放管設備 (計測装置)	18条-3	今後実施 (設計中)	別紙2-4(3)①	燃料加工建屋	2	3	新設	非安重	常設	—	—
	その他加工設備の附属施設	—	非常用設備	火災防護設備	火災感知設備	—	—	グローブボックス温度監視装置	グローブボックス温度監視装置	計装/放管設備 (計測装置)	18条-2	今後実施 (設計中)	別紙2-4(4)①	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	常設	—	—
	その他加工設備の附属施設	—	実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模焼結処理装置	小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路	計装/放管設備 (インターロック) 計装/放管設備 (計測装置)	18条-6	今後実施 (設計中)	別紙2-4(10)①	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	—	—	—
	その他加工設備の附属施設	—	実験設備	小規模試験設備	—	—	—	小規模焼結処理装置	小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路	計装/放管設備 (インターロック) 計装/放管設備 (計測装置)	18条-6	今後実施 (設計中)	別紙2-4(10)①	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	—	—	—
	その他加工設備の附属施設	—	その他の主要な事項	水素・アルゴン混合ガス設備	—	—	—	混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路	混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路及び混合ガス濃度異常遮断弁	計装/放管設備 (インターロック) 計装/放管設備 (計測装置)	18条-6	今後実施 (設計中)	別紙2-4(10)①	燃料加工建屋	1式	3	新設	安重	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回		
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)
1	MOX燃料加工施設は、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因によりMOX燃料加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じる事象としてグループボックス内火災が生じたとき、放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度が著しく上昇したとき、液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確認し検知して速やかに警報を発生する設備として火災防護設備、放射線監視設備、低レベル廃液処理設備を設置する設計とする。	冒頭宣言	・基本方針	基本方針	V-1-1-13 警報並びに自動作動回路の構成に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 3. 警報設備並びに自動作動回路	【2.基本方針】 ・警報設備の基本方針を説明する。 ・自動作動回路の基本方針を説明する。 【3.1.1.(1) グループボックス温度監視装置】 ・グループボックス温度監視装置の警報機能に係る設計方針について説明。 ・グループボックスに設置する熱感知器の具体的設計として系統、配置、設定根拠等について説明（警報機能を有する設備が属する各施設の添付書類（系統図、配置図、設定根拠書等）を引用。）	-	-	-	-	○	-	基本方針
2	火災防護設備は、グループボックス内火災が生じたことを確実に検知して速やかに警報を発生する設備として熱感知器を設置するとともに、警報表示及びブザー鳴動により運転員に通報できる設計とする。なお、火災防護設備に係る設計方針については第2章 個別項目の「7.1.1. 安全機能を有する施設に対する火災防護設備及び重大事故等対処施設に対する火災防護設備」に基づくものとし、警報表示に係る設計方針については第1章 共通項目の「8.1.1 安全機能を有する施設に対する設計方針」に基づくものとする。	機能要求②	・火災防護設備 グループボックス温度監視装置	設計方針（系統構成）	3.1 警報設備 3.1.1 グループボックス内の火災を検知し警報を発生する設備 (1) グループボックス温度監視装置 3.1.2 MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を検知し警報を発生する設備 (1) 排気モニタリング設備 3.1.3 液体状の放射性廃棄物の廃棄施設からの漏えいを検知し警報を発生する設備 (1) 低レベル廃液処理設備 サンプ液位 (2) 低レベル廃液処理設備 漏えい液受皿液位 3.2 自動作動回路 3.2.1 熱的制限値の維持に係る自動作動回路 (1) 焼結炉内部温度高による過加熱防止回路 (2) 小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路 3.2.2 火災若しくは爆発の防止に係る自動作動回路 (1) 小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路 (2) 混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路	【3.1.2(1) 排気モニタリング設備】 ・排気モニタの警報機能に係る設計方針について説明。 ・排気モニタの具体的設計として警報動作範囲、系統構成（指示・警報・記録場所）、設置場所を示す。（警報機能を有する設備が属する各施設の添付書類（V-1-4放射線管理施設に関する説明書）を引用。） 【3.1.3(1) 低レベル廃液処理設備 サンプ液位】 ・低レベル廃液処理設備 サンプ液位の警報機能に係る設計方針について説明。 ・低レベル廃液処理設備 サンプ液位の警報機能に係る設計方針について説明。 【3.1.3(2) 低レベル廃液処理設備 漏えい液受皿液位】 ・低レベル廃液処理設備 漏えい液受皿液位の警報機能に係る設計方針について説明。 ・低レベル廃液処理設備 漏えい液受皿液位の具体的設計として系統、配置、設定根拠等の説明。（警報機能を有する設備が属する各施設の添付書類（系統図、配置図、設定根拠書等）を引用。）	-	-	-	-	-	-	
3	放射線監視設備は、放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度が著しく上昇したことを確実に検知して速やかに警報を発生する設備として排気モニタを設置するとともに、警報表示及びブザー鳴動により運転員に通報できる設計とする。なお、放射線監視設備に係る設計方針については第2章 個別項目の「6.1 放射線管理施設の基本方針」に基づくものとし、警報表示に係る設計方針については第1章 共通項目の「8.1.1 安全機能を有する施設に対する設計方針」に基づくものとする。	機能要求②	・放射線監視設備 排気モニタ	設計方針（系統構成）	3.1.3(1) 熱的制限値の維持に係る自動作動回路 (1) 焼結炉内部温度高による過加熱防止回路 (2) 小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路 (1) 小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路 (2) 混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路	【3.1.3(2) 低レベル廃液処理設備 漏えい液受皿液位】 ・低レベル廃液処理設備 漏えい液受皿液位の警報機能に係る設計方針について説明。 ・低レベル廃液処理設備 漏えい液受皿液位の具体的設計として系統、配置、設定根拠等の説明。（警報機能を有する設備が属する各施設の添付書類（系統図、配置図、設定根拠書等）を引用。） 【3.2.1(1) 焼結炉内部温度高による過加熱防止回路】 ・焼結炉内部温度高による過加熱防止回路の警報設備等に係る設計方針について説明。 ・焼結炉内部温度高による過加熱防止回路の具体的設計として系統、配置、設定根拠等の説明。（自動作動回路を有する設備が属する各施設の添付書類（系統図、配置図、設定根拠書等）を引用。） 【3.2.1(2) 小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路】 ・小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路の警報設備等に係る設計方針について説明。 ・小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路の具体的設計として系統、配置、設定根拠等の説明。（自動作動回路を有する設備が属する各施設の添付書類（系統図、配置図、設定根拠書等）を引用。） 【3.2.2(1) 小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路】 ・小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路の警報設備等に係る設計方針について説明。 ・小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路の具体的設計として系統、配置、設定根拠等の説明。（自動作動回路を有する設備が属する各施設の添付書類（系統図、配置図、設定根拠書等）を引用。）	-	-	-	-	-	-	
4	低レベル廃液処理設備は、液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたことを確実に検知して速やかに警報を発生する設備として漏えい検知器を設置するとともに、警報表示及びブザー鳴動により運転員に通報できる設計とする。なお、液体状の放射性廃棄物を内包する系統及び機器に係る設計方針については第1章 共通項目の「4.1 閉じ込め」に基づくものとし、警報表示に係る設計方針については第1章 共通項目の「8.1.1 安全機能を有する施設に対する設計方針」に基づくものとする。	機能要求②	・低レベル廃液処理設備 サンプ液位 ・低レベル廃液処理設備 漏えい液受皿液位	設計方針（系統構成）	【3.2.1(1) 焼結炉内部温度高による過加熱防止回路】 ・焼結炉内部温度高による過加熱防止回路の警報設備等に係る設計方針について説明。 ・焼結炉内部温度高による過加熱防止回路の具体的設計として系統、配置、設定根拠等の説明。（自動作動回路を有する設備が属する各施設の添付書類（系統図、配置図、設定根拠書等）を引用。） 【3.2.2(2) 混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路】 ・混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路の警報設備等に係る設計方針について説明。 ・混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路の具体的設計として系統、配置、設定根拠等の説明。（自動作動回路を有する設備が属する各施設の添付書類（系統図、配置図、設定根拠書等）を引用。）	-	-	-	-	○	-	・低レベル廃液処理設備 サンプ液位 ・低レベル廃液処理設備 漏えい液受皿液位	
5	MOX燃料加工施設は、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因によりMOX燃料加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、熱的制限値の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる設備として、焼結設備、小規模試験設備、水素・アルゴン混合ガス設備を設置する設計とする。	冒頭宣言	・基本方針	基本方針	【3.2.2(1) 小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路】 ・小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路の警報設備等に係る設計方針について説明。 ・小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路の具体的設計として系統、配置、設定根拠等の説明。（自動作動回路を有する設備が属する各施設の添付書類（系統図、配置図、設定根拠書等）を引用。）	-	-	-	-	-	-	-	
6					・焼結炉内部温度高による過加熱防止回路	【3.2.2(2) 混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路】 ・混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路の警報設備等に係る設計方針について説明。 ・混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路の具体的設計として系統、配置、設定根拠等の説明。（自動作動回路を有する設備が属する各施設の添付書類（系統図、配置図、設定根拠書等）を引用。）	-	-	-	-	-	-	
7	焼結設備は、熱的制限値の維持のための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路として、焼結炉内部温度高による過加熱防止回路を設置する設計とする。小規模試験設備は、熱的制限値の維持のための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路として、小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路及び火災若しくは爆発の防止のための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路として、小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路を設置する設計とする。	機能要求②			・小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路		-	-	-	-	-	-	
8	水素・アルゴン混合ガス設備は、火災若しくは爆発の防止のための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路として、混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路を設置する設計とする。なお、熱的制限値の維持に係る設計方針及び火災若しくは爆発の防止に係る設計方針については第1章 共通項目の「5.2 火災及び爆発の発生防止」に基づくものとする。	機能要求②			・小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路		-	-	-	-	-	-	
9					・混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路		-	-	-	-	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	申請							第3回申請							第4回申請						
			仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載						
1	MOX燃料加工施設は、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因によりMOX燃料加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じる事象としてグローブボックス内火災が生じたとき、放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度が著しく上昇したとき、放射線監視設備が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報を発する設備として火災防護設備、放射線監視設備、低レベル廃液処理設備を設置する設計とする。	冒頭宣言	-	V-1-1-13 警報並びに自動作動回路の構成に関する説明書 2. 基本方針	【2. 基本方針】 ・警報設備の基本方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
2	火災防護設備は、グローブボックス内火災が生じたことを確実に検知して速やかに警報を発する設備として熱感知器を設置するとともに、警報表示及びブザー鳴動により運転員に通報できる設計とする。なお、火災防護設備に係る設計方針については第2章 個別項目の「7.1.1. 安全機能を有する施設に対する火災防護設備及び重大事故等対処施設に対する火災防護設備」に基づくものとし、警報表示に係る設計方針については第1章 共通項目の「8.1.1 安全機能を有する施設に対する設計方針」に基づくものとする。	機能要求②	-	-	-	○	-	・火災防護設備 グローブボックス 温度監視装置	（計測装置） ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲	V-1-1-13 警報並びに自動作動回路の構成に関する説明書 3. 警報設備並びに自動作動回路 3.1 警報設備 3.1.1 グローブボックス内の火災を検知し警報を発する設備	【3.1.1(1) グローブボックス温度監視装置】 ・グローブボックス温度監視装置の警報機能に係る設計方針について説明。 ・グローブボックスに設置する熱感知器の具体的な設計として系統、配置、設定根拠等について説明。 （警報機能を有する設備が属する各施設の添付書類（系統図、配置図、設定根拠書等）を引用。）	-	-	-	-	-	-						
3	放射線監視設備は、放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度が著しく上昇したことを確実に検知して速やかに警報を発する設備として排気モニタを設置するとともに、警報表示及びブザー鳴動により運転員に通報できる設計とする。なお、放射線監視設備に係る設計方針については第2章 個別項目の「6.1 放射線管理施設の基本方針」に基づくものとし、警報表示に係る設計方針については第1章 共通項目の「8.1.1 安全機能を有する施設に対する設計方針」に基づくものとする。	機能要求②	-	-	-	○	-	・放射線監視設備 排気モニタ	（計測装置） ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲	V-1-1-13 警報並びに自動作動回路の構成に関する説明書 3. 警報設備並びに自動作動回路 3.1 警報設備 3.1.1 グローブボックス内から放出される放射性物質の濃度を検知し警報を発する設備	【3.1.2(1) 排気モニタリング設備】 ・排気モニタの警報機能に係る設計方針について説明。 ・排気モニタの具体的な設計として警報動作範囲、系統構成（指示・警報・記録場所）、設置場所を示す。（警報機能を有する設備が属する各施設の添付書類（V-1-1-4放射線管理施設に関する説明書）を引用。）	-	-	-	-	-	-						
4	低レベル廃液処理設備は、液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたことを確実に検知して速やかに警報を発する設備として漏えい検知器を設置するとともに、警報表示及びブザー鳴動により運転員に通報できる設計とする。なお、液体状の放射性廃棄物を内包する系統及び機器に係る設計方針については第1章 共通項目の「4.1 閉じ込め」に基づくものとし、警報表示に係る設計方針については第1章 共通項目の「8.1.1 安全機能を有する施設に対する設計方針」に基づくものとする。	機能要求②	（計測装置） ・検出器の種類 ・警報動作範囲	V-1-1-13 警報並びに自動作動回路の構成に関する説明書 3. 警報設備並びに自動作動回路 3.1 警報設備 3.1.3 液体状の放射性廃棄物の廃棄施設からの漏えいを検知し警報を発する設備	【3.1.3(1) 低レベル廃液処理設備 サンプ液位】 ・低レベル廃液処理設備 サンプ液位の警報機能に係る設計方針について説明。 ・低レベル廃液処理設備 サンプ液位の具体的な設計として系統、配置、設定根拠等の説明。（警報機能を有する設備が属する各施設の添付書類（系統図、配置図、設定根拠書等）を引用。）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
5	MOX燃料加工施設は、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因によりMOX燃料加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、熱的制限値の維持又は火災防止に係る防止のための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる設備として、焼結設備、小規模試験設備、水素・アルゴン混合ガス設備を設置する設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	○	-	基本方針	-	V-1-1-13 警報並びに自動作動回路の構成に関する説明書 2. 基本方針	V-1-1-13 警報並びに自動作動回路の構成に関する説明書 【2. 基本方針】 ・自動作動回路の基本方針を説明する。	-	-	-	-	-	-						
6	焼結設備は、熱的制限値の維持のための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路として、焼結炉内部温度高による過加熱防止回路を設置する設計とする。 小規模試験設備は、熱的制限値の維持のための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路として、小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路及び火災若しくは爆発の防止のための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路として、小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路を設置する設計とする。 水素・アルゴン混合ガス設備は、火災若しくは爆発の防止のための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路として、混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路を設置する設計とする。 なお、熱的制限値の維持に係る設計方針及び火災若しくは爆発の防止に係る設計方針については第1章 共通項目の「5.2 火災及び爆発の発生防止」に基づくものとする。	機能要求②	-	-	-	○	-	・焼結炉内部温度高による過加熱防止回路	（計測装置） ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 （インターロック） ・検出器の種類 ・設定値 ・起動に要する信号の個数 ・起動信号を発信させない条件	V-1-1-13 警報並びに自動作動回路の構成に関する説明書 3. 警報設備並びに自動作動回路 3.2 自動作動回路 3.2.1 熱的制限値の維持に係る自動作動回路 3.2.2 火災若しくは爆発の防止に係る自動作動回路	V-1-1-13 警報並びに自動作動回路の構成に関する説明書 【3.2.1 熱的制限値の維持に係る自動作動回路】 ・焼結炉内部温度高による過加熱防止回路の警報設備等に係る設計方針について説明。 ・焼結炉内部温度高による過加熱防止回路の具体的な設計として系統、配置、設定根拠等の説明。（自動作動回路を有する設備が属する各施設の添付書類（系統図、配置図、設定根拠書等）を引用。）	-	-	-	-	-							
・小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路								【3.2.1(2) 小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路】 ・小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路の警報設備等に係る設計方針について説明。 ・小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路の具体的な設計として系統、配置、設定根拠等の説明。（自動作動回路を有する設備が属する各施設の添付書類（系統図、配置図、設定根拠書等）を引用。）			-	-	-	-									
・小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路								【3.2.2(1) 小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路の警報設備等に係る設計方針について説明。 ・小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路の具体的な設計として系統、配置、設定根拠等の説明。（自動作動回路を有する設備が属する各施設の添付書類（系統図、配置図、設定根拠書等）を引用。）			-	-	-	-									
9	混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路	【3.2.2(2) 混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路】 ・混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路の警報設備等に係る設計方針について説明。 ・混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路の具体的な設計として系統、配置、設定根拠等の説明。（自動作動回路を有する設備が属する各施設の添付書類（系統図、配置図、設定根拠書等）を引用。）	-	-	-	-																	

凡例
○：「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
-：当該申請回次で記載しない項目